

令和3年2月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和3年2月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和3年2月19日（金曜日）

○場 所 結城市役所 会議室301

○出席委員 小林仁教育長
北嶋節子委員（教育長職務代理者）
中村委員
岩崎勤委員
赤木信之委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美

次長兼学校教育課長 佐山敦勇，給食センター所長 柳澤教夫
参事兼指導課長 鶴見力男，生涯学習課長文化係長 船水由美，
スポーツ振興課長 駒井勝男，学校教育課学務係長 和泉田真

1 付議案件

- (1) 議案第5号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について
- (2) 議案第6号 結城市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

2 報告事項

- (1) 報告第5号 教育長報告
- (2) 報告第6号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部改正について
- (3) 報告第7号 令和3年度学校給食用一般物資納入者の決定について
- (4) 報告第8号 結城市文化芸術推進基本計画の策定について

- 学校教育課長 それでは、本日の定例会傍聴の希望者はございませんでした。
小林教育長より開会宣言をお願いいたします。
- 教育長 改めまして、こんにちは。
本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年2月教育委員会定例会を開会いたします。
議事に入る前に、定例会の会議録署名人の指名をいたします。
岩崎委員に署名をお願いいたします。
- 岩崎委員 はい。
- 教育長 よろしくをお願いいたします。
それでは、これより議事に入ります。
次第2、議案上程は2件でございます。
まず、議案第5号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第5号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について

- 給食センター所長 それでは、資料1ページをご覧ください。
議案第5号 結城市立学校給食センターの給食費に関する規則の一部改正について。
上記議案を提出する。
令和3年2月19日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。
2ページ目が改正規則の公布文となっております。
それと、3ページには参考資料ということで載せさせていただきました。
3ページの参考資料に沿いまして、説明させていただきたいと思っております。
その規則の改正の経緯といたしまして、令和2年度まで、今年度まで保健福祉部子ども福祉課で実施しております子育て応援助成金支給事業、こちらの事業は、義務教育を受けている児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の学校給食に要する費用を助成する事業でございますけれども、そちらの保護者の申請書の作成や提出などの負担軽減を図ることを目的といたしまして、該当者の給食費を無料とすることを予定しております。
開始予定は、今年の4月1日から予定しております。
事業内容ですけれども、義務教育課程中の子供が3人以上いる世帯の3人目以降の給食費を無料とするものでございます。
また、無料となるには条件が5点ほどございます。1つ目が、本人及び保護者が本市の住民基本台帳に記録されていること、2つ目が、結城市立小中学校に在籍していること、3つ目が、給食費の未納がないこと、4つ

目が、生活保護法の教育扶助を受けていないこと、5つ目が、準要保護者の認定を受けていないことが条件となっております。

従来の子育て応援支援事業との変更点につきましては、今までは申請が必要でしたけれども、無償化のほうでは申請が不要となります。

市外から通学している児童生徒については、結城市に住所がないので、同様に対象外というふうになります。また、市外の小中学校に通学している場合は、結城市で給食費が発生していないということです。対象外となります。特別支援学校に通学している場合も同様となります。

最後に、広報紙、ホームページあるいは献立表等を利用して、保護者に周知してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただいま事務局から議案第5号の説明がございました。

ご質問等がございましたら、お願いいたします。

岩崎委員、お願いします。

岩崎委員

ただいまのご説明いただいた内容の中の対象条件のオの準要保護者ということについて、これがちょっと私、分からないのでご説明いただきたいんですが。

教育長

事務局、お願いいたします。

給食センター所長 準要保護者につきましては、学校教育課のほうで認定している、地元の民生委員等に意見を伺いながら認定している部分で、給食費がない……

教育長

では、学校教育課のほうで。お願いします。

学校教育課長

準要保護としてというのは、経済的困窮者に対する認定をすることによって、学用品の一部であったり、もちろん給食費を支援しているという形になっておりますので、準要保護のその制度をもって支援している方はこの無償化の対象外ということになっておりますので、もちろん準要保護の児童生徒に関しては第3子以外も、全ての子供たちがその給食費に関しては支援しているということになっておりますので、今回の規則については対象外ということで、ちょっと分かりづらいんですけども、こういったことに対応するというようになっております。

教育長

よろしいですか。

岩崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

そのほか、いかがでしょうか。

北嶋委員。

北嶋委員

もう難しい質問ですけども、今、給食費ってどのくらい納めているんでしょうか。これを適用することによって、割合としてはどのくらい対象になる子供たちがいるのかというのは。

教育長

お願いいたします。

給食センター所長 給食費全体の予算額につきましては、2億1,400万円が大体の金額となっております。今回、第3子は無償化にすることで、見込みの数ですけども、世帯数では160世帯ぐらいになります。人数で17

0人。無償化にした場合の金額ですけれども、790万円程度が無償化で給食費が入ってこないといいますが、減額になる部分でございます。

教育長 ちなみに、1人当たりの給食費って幾らでしたっけ。

給食センター所長 小学生が4,250円、中学生が4,650円。

教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

北嶋委員 はい、ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

赤木委員。

赤木委員 特別支援学校に通学する児童生徒については、就学支援金の対象となるため対象外とありますが、そうすると、普通の一般の小中学校にいる子供でも、特別支援学級に入っている子は就学援助費用を支払っていますよね。という、やっぱりその子も、例えば3番目の子であっても対象外になってしまうんですか。

教育長 学校教育課。

学校教育課長 特別支援学級ですね。その中でも準要保護世帯に準じる方については、もちろん給食費のほうは支援しております。ですが、段階がありますので、給食費については全員が支援しているわけではありませんので、当然のごとく、第3子以降であれば、今回の規則の改正に伴って、こちらのほうで対応するという形になりますので。

赤木委員 特別支援学級に所属したことによって就学援助費が支給されますよね、その子に対して。その子の場合には給食費の無償化はなくなるということで考えてよろしいんですか。

学校教育課長 就学支援金というと、ちょっとこれあれなんですけれども、就学支援金の中には給食費、それから学用品費といった細かいものがありまして、支援する項目が給食費は対象になっておりませんので。ですので、この特別支援学校という、あくまでも結城特別支援学校だったり下妻だったり、そういった学校に就学している、その場合においては、全てにおいて給食費が支援になっておりますので。市のほうの特別支援とはまたちょっと別の支援がありまして。

赤木委員 そうすると、第3子で特別支援学級に所属している子は、この対象になるということですか。

学校教育課長 なります。

赤木委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 要は特別支援学級のおさんは給食費の支援はされていないという、就学支援の教材とかいろんなものの支援はあっても。だけれども、特別支援学校のほうは給食費も支援の対象になっているという。

赤木委員 分かりました。

教育長 なるほどと思いました。

いかがでしょうか。そのほかございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 よろしいでしょうか。

そのほか質疑がないようですので、質疑がなければ、議案第5号についてお諮りいたします。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。

議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第6号 結城市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

教育長 続きます。議案第6号 結城市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、事務局より提案説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 議案第6号 結城市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和3年2月19日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

資料の5ページと6ページ、7ページ、8ページ、9ページまでをご覧ください。

こちらの条例の改正の件でございますが、大きく分けまして2点ございます。

まず、1点目につきましては、市条例の名称を「結城市営体育施設」という名称を「結城市スポーツ施設」と名称を変更するものでございます。

その理由といたしましては、スポーツ基本法によりまして、スポーツが体育の概念を包摂し、心身の健全な発達、健康の増進のために行う活動を指すものと位置づけられております。近年では、スポーツという言葉は一般的となっております。体育の日がスポーツの日、国民体育大会が国民スポーツ大会などと改められております。また、スポーツ基本法の第12条におきましては、地方公共団体の責務といたしまして、スポーツ施設の整備や改善等に努めるといふふうに謳われております。

こういった観点から、体育施設という名称をスポーツ施設という名称に改めるものでございます。

2点目でございますが、こちらにつきましては、施設の廃止と縮小でございます。久保田県民公園の廃止、才光寺河川敷運動公園の縮小でございます。こちらにつきましては、施設の利用状況、それから管理経費等を総合的に判断いたしまして、こういった方針を決定させていただきました。

また、その他に施設の所在地、それから施設、そういったものを一部、修正をお願いさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長 ただいま事務局から議案第6号の説明がございました。
ご質問等がありましたら、お願いいたします。
岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 才光寺の河川敷の運動公園ですけれども、あれはたしかグラウンドが2面あったのが1面になるということですよ。

スポーツ振興課長 才光寺につきましては、現在、グラウンドが野球のグラウンドが2面ございます。そのうちの南側の1面を廃止という形で、縮小という形を取らせていただきます。

教育長 よろしいですか。この施設、ゲートボール場、自由広場というのが才光寺河川のところにありますけれども。

スポーツ振興課長 これは以前、才光寺の県民運動公園を造った時点では、ゲートボール場、それから自由広場というのが併設されておりました。ただし、その後、そういったものが撤去されて現在に至っております。条例も改正せずに今まで来てしまいましたので、今回、併せて施設等を全部精査をさせていただいて、このような内容に修正をさせていただくものでございます。

教育長 ありがとうございます。
そのほかいかがでしょうか。
中村委員、お願いします。

中村委員 今回の才光寺のグラウンドに関して、ちょっと関連というか。今、あそこは河川のいろいろな工事、補強工事なり整備工事をやっていますよね。あれによって、今、1面はなくしたということで、残り1面は何かやっばり手は加わるんですか。もう少し使いやすくなるのか。

教育長 お願いします、事務局。

スポーツ振興課長 今現在、国交省で築堤工事を行っています。一応、伺うところによりますと、5月いっぱいまで工事がかかってしまうようなお話は何っておりますが、堤防がかなり厚みを帯びます。ですので、堤防ののり敷がグラウンドのほうまで結構来るような形なんです。現在のグラウンドには特段支障はございません。ただし、今までグラウンドと堤防の間に空地がございまして、そちらを駐車場として利用はしていたんですが、その部分がちょっと駐車場としての確保が厳しくなります。その分の駐車場を確保するために、グラウンドの北側に、今、国交省で工事のための仮設道路が砂利道があります。その北側に、実はもうあそこに市の土地がございまして、その市の土地を駐車場という形で、工事が完了次第、利用したいというふうに考えております。

中村委員 分かりました。たまたまあそこを通ることがあるんで、これ、どんどん周りが堤防関係がしっかり構築されていくと車を置けなくなるなという思いがあったので、でも今、分かりました。結局、何でもそうだと思うんですけども、車が置けないと、やっぱり施設の活用というのはなかなか難しいのかなと思ったので。ありがとうございます。

教育長 そのほかございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

それでは、よろしいでしょうか。

質疑がなければ、議案第6号についてお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

議案第6号は原案のとおり決定いたします。

この後の流れでは、この条例です。

スポーツ振興課長 この後、本日ご審議いただきましたので、この後、3月の議会のほうに上程をさせていただきます。4月1日からの施行となります。

教育長

よろしくをお願いいたします。

◎報告第5号 教育長報告

次に、次第3、報告事項に入ります。案件は4件でございます。

報告第5号は教育長報告になりますので、私のほうから報告をさせていただきます。

お手元の資料、10ページをお開き願います。

報告第5号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和3年2月19日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

11ページのほうにお進みください。

1、令和2年度市内中学生進路出願状況。

2月12日現在での出願状況について記したところでございます。括弧の中は昨年度の進路決定状況というふうに捉えていただければと思います。今年度は、昨日までに志願先変更が茨城県立のほうは終了しまして、志願先が決定したところでございます。そこにあるような今年度の出願状況になります。来月の3日、茨城県立の一般学力、栃木は3月8日というようなことで、この後、受験に向かっていくところでございます。今年度は、若干、生徒数の全体が少ないというような状況が、南中や東中については昨年度の卒業生に比べて人数が少ないというようなことで、その分の出願状況の数字の差はあるかと思うんですが、おおむね傾向的には同様かなというところでございます。若干、栃木県立のほうが少ない、茨城県立のほうに人数の中では出願している状況でございます。

続いて、2番のその他の行事等でございますが、3月1日、県立学校の卒業式、例年、結城市のほうへ招待いただいているところですが、また中学校のほうも含めて、今回は来賓はなしということでのご案内でございます。3月11日、市内中学校の卒業式、これにつきましては、市のほうから1名、そしてPTA会長というようなことで、その他の来賓について

は各学校、ご案内を遠慮するというようなことで進めているところがございます。

なお、卒業生と卒業生の保護者、教職員による卒業式を実施ということで、在校生の参加は、代表で校旗を持っての入場とかそういう部分はございますが、送辞とかそういうものは今回は含まれていないというような状況で計画が進んでいるところがございます。

3月15日の結城市表彰式典、こちらについては、市庁舎の1階のほうの多目的ホールのほうで、例年の実施を縮小して、コロナ感染防止を取った上で実施するということが計画が進んでいるところがございます。

3月15日、臨時教育委員会、教職員の人事異動の内示ということで、またお世話になるところです。よろしく願いいたします。

3月19日は、市内小学校の卒業式、これは市の教育委員会から1名、PTA会長1名というようなことで進めるということで、現在、計画がされているところがございます。委員さん方にもお世話になるところがございますが、よろしく願いしたいと思います。

3月24日、市内の小中学校終業式ということで、今年度の終業式が予定されているところがございます。

なお、本来なら2月6日にいばらきっ子郷土検定が予定されていたところですが、コロナのために、ザ・ヒロサワ・シティ会館の利用が中止になりました。その後、代表校が決まっていますので、各学校の希望を募って、オンラインでの交流会を実施するということが、4チームずつの計画が希望校の中で改めてされまして、結城南中が代表で参加するところですが、2月26日につくばみらい市の小絹中、勝田第一中、北茨城市の中郷中、結城南中の4校でオンラインでやる。ただ、これは放映されないものですから、関係者だけが一緒にやるというような形で、そういうグループが日にちをたがえて県のほうで調整しながら、せっかくの代表で取り組んできた生徒たちのその取組を少しでも生かしたいというようなことで計画がされているところです。

あとは、参加賞とか、そういう部分についても配慮いただくようなことで担当課から報告があったところがございます。併せてご報告させていただきます。

参考としまして、定例会のほうがその期日で予定されるところがございます。

また、2番の小中学生の市長表敬訪問、24日に予定をしていたところがございますが、このコロナ禍の中で、ちょっと集まるのにも密になるかなというようなことも考慮しまして、実際の表敬訪問は中止と。代わりに記念品等が市のほうからの計らいで、まゆげったのキーホルダーというんですか、今までとはちょっと違ったすてきなものが用意されたようですので、そちらとお祝いというかお礼の文をつけて該当の児童生徒のほうに届けるということで、指導課のほうで取り組んでいただいているところです。

表敬訪問については、別紙で表裏の資料が机上にあるところかと思いますが、このコロナ禍の中でも子供たちが非常にすばらしい取組を文化面、運動面でしているということで、ご報告を申し上げます。

以上、早口で申し上げましたが、教育長報告とさせていただきます。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

赤木委員、お願いします。

赤木委員

進路出願状況について、ちょっと1つお伺いしたいと思うんですが、例年と比較した場合なんかを見てもあれなんですけれども、この近隣の高校の出願状況を見ていくと、館一、妻一あたりは埋まっているでしょうけれども、館二とか下妻二高とか、この結城市内の高校もそうですけれども、どこも定員割れていますよね。それって、子供たちの数が少なくなると、高校の学級数はそのまま維持しながら子供たちの受験生の数が減った状況なのか、それとも、ほかにどこか流れているっていても、そんなに私立に流れている様子もないですよね。そのところはどのような状況なんでしょうか。

教育長

お願いいたします。

指導課長

出願状況の件なんですけれども、先ほど委員さんの言われたとおり、卒業生の人数自体が圧倒的に少なくなっているというのが現状の一つです。

また、私立の授業料無償化というのは大変大きな影響があるらしく、数的には私立に行く子の人数はそんなに増えてはいないんですけれども、実際には私立のほうに行っている子たち、例年の数で行っているということは、それだけ公立を受ける子は少なくなると、人数が全体的に減っておりますので。例えば、結城南中ですと、30名強の人数が減っている状況なわけなんです。昨年は140名いたのが、今年度の卒業生は108名ということで。そういうことを鑑みたときに、やはり受験校の出願率は、どの高校も軒並み減っている。県全体では、いよいよ倍率が1倍を切ってくるというような状況に報道されたかと思うんですが、そのようなことが考えられるということ。

また、私立ということで、ここにも明記はされていたり、専門が4なんというのもあるわけなんです。高校のお子さん方の進路先ということは例年大変問題になってくるかと思うんですが、それに関しても、県立高校よりも私立高校、あるいは専門学校、専修学校を兼ねた通信制の高等学校というところの人気というか、そちらのほうに行くお子さんが増えているというのも現実の一つかと思われまます。

以上です。

赤木委員

そうすると、やはりこれから県立高校も学級減なんていう状況が起きてくるんですかね。

教育長

学級減は、もう既に結城一高は今年1学級は減になっています。例年、県西地区を見ると、倍率というか、定員に満たない、そういう状況がずっ

と続いていると。そういうものについては定員の見直しとかそういうものを、また学科の再編とか、そういうことを含めて検討が進められているというところですよ。

今、文科省でも、普通科について、もう単なる普通科という部分では生徒のニーズに合っていないんじゃないかということで、その再編も今動いているというような状況であります。それが間もなく実際の県立学校のほうに下りてくるのではないかと。

赤木委員
教育長

ありがとうございました。

確かに、自分も手元に発表になったやつのあるを持っているんですけども、募集定員に対して志願者数が超えているという学校は本当に少ないですよ、県西のこの近隣を見ても。そんな状況はあると思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第5号については以上といたします。

◎報告第6号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部改正について

教育長 続きます、報告第6号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部改正について、事務局の説明をお願いいたします。

給食センター所長 それでは、資料12ページをご覧ください。

報告第6号 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項の一部改正について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和3年2月19日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

資料13ページが公布文となっております。

14ページが新旧対照表となります。

この要項は、結城市立学校給食センターの給食費に関する規則に規定する学校給食費の滞納整理事務等を適切に処理するため、必要な事項を定めたものでございます。

改正内容は、第10条の不納欠損処分におきまして、「教育委員会に諮り不納欠損処分の対象者を決定し」とあるところを、「不納欠損処分の対象者を決定し、教育委員会、市長及び運営審議委員会に報告する」と改正をいたしました。

改正となりました理由は、給食費滞納整理等事務処理要項第10条第1項の各号に該当する世帯の不納欠損処分の可否について、教育委員会で決定することでないため、教育委員会への報告ということに変更しました。

以上、報告いたします。

教育長

ただいま事務局から報告がありました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

岩崎委員，お願いします。

岩崎委員　ただいま給食費の滞納ということの条例について改正ということだったんですが，現状，今の市内の小中学校は，給食費の滞納の状況というのはどんな感じになっているんでしょうか。

教育長　事務局でお願いします。

給食センター所長　全体で人数，延べ人数にしますと514名，金額にしますと291万9,398円，2月の今現在の状況です。年度的に言いますと，平成16年度から令和元年度までの合計という形になっています。

教育長　随分，期間の長い状況が紹介されました。

岩崎委員　聞き方が悪かったので，ちょっと今年度で区切りますとどのぐらいあるんでしょうか。

教育長　今年度。

岩崎委員　今年度というか。

教育長　今年度だけで。

岩崎委員　これは，その期間全体の金額，件数。

給食センター所長　全体の金額です。

岩崎委員　そうすると，今年度は今現在どんな感じかというのは分かりますか。今年度はまだ……

教育長　令和3年度。

岩崎委員　令和3年度は。

教育長　分かります？

給食センター所長　令和3年度は……

教育長　ここにデータにはない。

給食センター所長　今，手元にはないし。

教育長　では，例えば令和2年度。

給食センター所長　単年度分につきましては，各学校に徴収のほうを今のところお願いしているのです。遅れながらも払っているという人もいるのです。

岩崎委員　ということは，令和2年度ではこのぐらいの件数で，このぐらいの金額というのは分かりますか。

給食センター所長　では，今現在はちょっとそういうことで資料がないので，後ほどお知らせしたいと思います。

教育長　そのほかございますでしょうか。

中村委員　関連して，数値的には結構なんですけど，傾向として，滞納者の傾向は，要するに割合，人数でも何でもいいんですけども，増えていますか，減っていますか。年度ごとに新たな滞納者が増えつつあるのか，それから，そんなには増えていないのか，その辺はお分かりでしたら。

教育長　どうぞ。資料，ありますか，今。

給食センター所長　各年度の滞納者といいますと，若干増えぎみでございます。

中村委員　やっぱり世相を表しているのかな。ありがとうございます。

教育長　実際には納入いただくように様々な取組を，給食センターでも過年度に，

また現年度については各学校で対応いただいているというところであり
ます。

この事務処理要綱の規定文については、いかがでしょうか。ご質問等
ございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいですかね。もし、質問がないようでしたら、この6号につい
ては終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、6号については以上といたします。

◎報告第7号 令和3年度学校給食用一般物資納入者の決定について

教育長

続きまして、報告第7号 令和3年度学校給食用一般物資納入者の決定
について、事務局の説明をお願いいたします。

給食センター所長 それでは、資料15ページをご覧ください。

報告第7号 令和3年度学校給食用一般物資納入者の決定について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和3年2月19日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

令和2年度第2回結城市学校給食センター運営審議委員会を書面での開
催をいたしました。その中で、令和3年度、学校給食センター物資納入業
者について審査しましたところ、16の事業者を適格事業者と決定いたし
ました。資料16ページにありますとおり、運営審議委員会会長から教育
長へ報告があったところです。

審査した内容につきましては、報告書にありますとおり、1から5まで
の必要な書類をそろえて審査をしております。また、新規事業者についま
しては、事業所等の確認を給食センターの職員が行っております。

17ページをご覧ください。

こちらが令和3年度の物資納入業者になります。全部で16の事業者で
すが、1から15番までの事業者につきましては、今年度も納入している
事業者となります。16番につきましては、令和3年度からの新規事業者
で野菜類の取扱いというふうになります。

以上、物資納入業者決定の報告となります。よろしくお願ひします。

教育長

ただいま事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

中村委員。

中村委員

以前にも私、聞いたことがあるような気がするんだけど、ちょっと
分からないので。この各業者の一覧表の途中に評価、採点とありますよね。
食品衛生監視票という、ここは高得点なんだけれども、恐らくこれは10
0点満点なのかな。ただ、斜線で実数字が入っていないところがあるんで
すけれども、これはどういうふうに解釈すればいいんですか。

教育長

お願いいたします。

給食センター所長 食品衛生監視票の採点ですけれども、こちらにつきましては、管轄の保健所のほうで各事業所を訪問しまして、設備、衛生面を100点満点で点数づけしたものでございます。施設の衛生的な安全性を判断するためとなっています。

今回の検査結果につきましては、筑西保健所のほうから事前に連絡がございまして、新型コロナウイルス感染症の対応のために、訪問実施するには数か月かかってしまうということで、直近の検査結果を載せさせていただいております。

それで、11番から13番、16番、こちら記載のない部分につきましては、取扱食品が食品衛生法の対象とならないという施設ですので、今回の中では斜線という形になっております。

中村委員 分かりました。対象外なんですね、この意味は。加工……、そうかなという感じもしないでもないんですけども。そういうふうなルールであっては。

教育長 保健所で要は審査する対象になっていないということなんですね。なるほど。

そのほか、いかがでしょうか。

新しい事業所が16番ということでしたね。

ほかにご質問はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第7号については終わりいたします。

◎報告第8号 結城市文化芸術推進基本計画の策定について

教育長 続きまして、報告第8号 結城市文化芸術推進基本計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課文化係長 それでは、資料18ページ目をご覧ください。

報告第8号 結城市文化芸術推進基本計画の策定について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和3年2月19日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

では、結城市文化芸術推進基本計画の策定につきまして、今回、皆様のお手元に基本計画、こちらが本編になりますが、本日の説明につきましてはこちらのダイジェスト版ということで、別紙で概要版を作成いたしましたので、そちらに従いまして説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。

こちらに文化芸術の意義、また計画の背景と位置づけに記載させていただいております。

本計画につきましては、平成27年12月に制定いたしました結城市文化芸術条例の第6条、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画を定めなければならないという規定に基づ

きまして策定するものでございます。

計画策定の趣旨でございますが、上位計画でもございます第6次結城市総合計画におきまして、基本目標の4でございます未来を担う子供と生き生きした市民を育む地域を目指そうを具現化するために、文化芸術に関する施策の基本的な方針を定めますとともに、行政、市民、団体と各主体の文化芸術推進に関する役割を示しまして、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の心豊かな生活と社会の実現を目指しまして、本計画を策定するものでございます。

なお、計画期間につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間となっております。

続いて、2ページ目をご覧ください。

こちらは基本理念と取組になっているものでございます。

基本理念といたしまして、地域の歴史と伝統を大切にしながら、市民一人一人が文化芸術を享受、発信でき、心豊かに暮らせる自然と伝統が織りなすまちを基本理念とさせていただきます。

そして、その基本目標実現のために、基本目標を4つ定めてございます。それぞれにその目標を達成するための施策の方向性を示してございます。

3ページ目以降は、基本目標ごとの市の取組、こちらは団体、皆さん、市民の方も含めまして、こんなことに取り組んでまいりますということが3ページ目から5ページ目にかけて記載させていただきます。

続いて、6ページ目をご覧ください。

6ページには、本計画を推進していくための市民、文化芸術の団体、文化施設や市などの役割を示させていただきます。

また、市生涯学習課におきましては、行政、市民レベルで行っている様々な文化芸術活動を基本目標に沿って分類、体系化していきまして、毎年度実施状況を結城市文化芸術審議会に報告いたしまして、そこで出された意見を次年度以降の活動に反映させていきたいと考えてございます。

なお、本計画の策定に当たりましては、結城市文化芸術審議会を開催いたしまして、内容の検討及び審議を行ったところでございます。

また、パブリックコメントにつきましては、令和2年12月25日から令和3年1月22日に行わせていただきました。今回につきましては、市民からのご意見はございませんでした。

そして、2月15日に庁議を行い、庁内の決定をいたしまして、本日の定例会にて報告させていただくものでございます。

また、市議会には4月の全員協議会において報告を行う予定でございます。

以上、基本計画策定についての報告でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたら、お願いします。

赤木委員，お願いします。

赤木委員 大した意見じゃないんですけども，パブリックコメントをやっていながら，全然市民からのその意見がないというのは，関心がないんですかね。

生涯学習課文化係長 ホームページ等々にも載せていただいて，閲覧件数などは数十件ございましたけれども。やはり，そういう今回ご意見がなかったということなんですけれども。

赤木委員 例えばこういう基本計画なんかは，市のホームページからダウンロードできるようになっているんですか。

生涯学習課文化係長 はい。パブリックコメントをする際には，市のホームページ，あとお知らせ版，あと各出張所等の施設にも閲覧ということで置かせていただきまして，今年度は，策定した後はホームページのほうにきちんとしたものを掲載させていただいて，皆様に周知は図っていこうと思っております。

赤木委員 では，そっくりこれがホームページで見られるということですね。

生涯学習課文化係長 はい。

赤木委員 分かりました。せっかくこれだけ素晴らしいものがあるんですからね，やっぱりもうちょっとアピールしてもいいのかなと。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 よろしいでしょうか。結城市の魅力発信につながるところでありますので，計画に基づいた様々な取組が期待されるところでございます。

それでは，報告第8号については終わりいたします。

これで本日の案件について終了いたしました。

慎重なご審議，ご意見をいただきまして，ありがとうございました。

以上をもちまして，令和3年2月教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時20分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め，下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員